

提供年月日	令和6年12月24日
担当部課	教育委員会 生涯学習課
担当者	行俊・田中
連絡先電話番号	077-587-6053

第4次野洲市子どもの読書活動推進計画（案）に係る パブリックコメントの実施について

1. 目的

第3次野洲市子どもの読書活動推進計画が今年度で策定から5年を迎えることから、この度、第4次野洲市子どもの読書活動推進計画（案）を策定しました。当該計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第4条に基づき、令和7年度から概ね5年間を計画期間として、子どもが本に親しみ、読書習慣を身につけることで、多様に変化していくこれからの社会で人生をより深く「生き抜く力」を身につけることができるよう、子どもの読書活動を推進していくための指針となるものです。

つきましては、この計画の策定にあたり、市民の皆さまからの意見を募集します。

2. 閲覧期間

令和6年12月23日（月）～令和7年1月17日（金） 26日間

※ただし、各施設での閲覧等については、執務及び開館時間内に限ります。

3. 閲覧場所

生涯学習課、市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館（本館・分館）、
各コミュニティセンター（コミセンきたのは工事中のため除く）、人権センター、
市民交流センター

※市ホームページでも見ることができます。

4. 意見の提出

（提出方法）

住所・氏名・電話番号・意見（様式自由）を記入の上、閲覧期間内に生涯学習課へ持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出してください。

（提出先）

〒520-2395 野洲市小篠原 1780 番地 人権センター 2階 教育委員会 生涯学習課
電話：077-587-6053 FAX：077-587-3835 E-mail：syougai@city.yasu.lg.jp

5. 意見等の公表

提出のあった意見等については個別の回答は行いません。後日、意見に対する回答を市ホームページで公表します。

第4次野洲市子どもの読書活動推進計画（案）の策定について

本市では、子どもの読書活動の推進に関する法律第4条に基づき、「第3次野洲市子どもの読書活動推進計画（計画期間：令和2年度から概ね5年間）」（以下、「第3次計画」と言います。）を策定し、子どもの読書活動の推進を図ってきました。この度、第3次計画が策定から5年を迎えることから、第3次計画策定後の国における「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定や、「視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の策定、社会全体のデジタル化等に伴う子どもの読書活動の変化を施策に反映するため、第4次野洲市子どもの読書活動推進計画策定委員会での審議を経て、「第4次野洲市子どもの読書活動推進計画（計画期間：令和7年度から概ね5年間）」（以下、「第4次計画」と言います。）の案を策定しました。

記

1. 第4次計画（案）について

○計画策定の根拠

子どもの読書活動の推進に関する法律第4条

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○計画の構成

I はじめに

子どもが人生をより深く「生き抜く力」を身に付けるため、子どもの読書習慣を育み、楽しみながら自主的に読書を行える環境を整備することの重要性について、子どもの読書活動推進の意義として記載しています。そして、前計画の策定から5年が経過し、目標の見直しと達成に向けた指針を作成することを、計画策定の経緯として記載しています。また、計画の対象（概ね18歳以下の者と、子どもの読書に関わる全ての人や機関）、上位・関連計画との関係による計画の位置づけ、計画の期間（令和7年度から概ね5年間）について記述しています。

II 現状と課題

第3次計画期間中の主な取組を、野洲図書館・園・学校・ボランティアの4つに分けて記載しています。また、第3次計画で設定した5つの目標値について、現状までの数値をグラフを用いて示しています。また、社会のデジタル化や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行などの、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化について記載しています。そして、野洲市の課題として「①学校図書館の整備」「②多様な子どもたちが本に親しむことができる環境整備」「③子どもの周りの大人を巻き込んだ地域全体での取組」の3つを挙げています。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

第4次計画から基本目標「子どもも大人も一緒に 本に親しむまちに ～読んだ数だけ新しいであいが～」を追加し、基本方針を見直して「①子どものための読書環境づくり」「②子どもが本に親しむ場面づくり」「③子どもと本をつなぐ人づくり」の3つとしています。また、年齢に応じた子どもの発達・成長に合わせた読書について表に整理し、記載しています。

Ⅳ 子どもの読書活動推進のための方策

「家庭における子どもの読書活動の推進」「地域における子どもの読書活動の推進」（公共図書館・ボランティア）「学校・園等における子どもの読書活動の推進」について、それぞれ基本方針ごとの取組内容について記載しています。

Ⅴ 子どもの読書活動推進目標

令和11年度までに達成する目標値について記述しています。

2. 第4次計画（案）策定の経過について

令和6年度に2回の第4次野洲市子どもの読書活動推進計画策定委員会での意見、提案等を踏まえ計画（案）を作成しました。

3. 今後のスケジュールについて

- 令和6年12月 第4期野洲市子どもの読書活動推進計画（案）パブリックコメント
期間：令和6年12月23日（月）～令和7年1月17日（金）
- 令和7年2月 第4次野洲市子どもの読書活動推進計画策定委員会での審議
- 令和7年3月 第4次野洲市子どもの読書活動推進計画の策定

第4次 野洲市子どもの読書活動推進計画（概要版）（案）

基本目標：子どもも大人も一緒に 本に親しむために ～読んだ数だけ新しいであいが～

計画の期間…令和7（2025）年度からおおむね5年間

第3次計画の主な成果・取組

- ・幼稚園の園児1人当たりの蔵書冊数や、ボランティアと連携している園・校の増加
- ・野洲図書館による、場所や時間にとられない貸出サービスの開始

子どもを取り巻く情勢の変化

- ・デジタル化の急速な進展（子どものスマートフォン所持率の上昇、一人一台端末を用いた教育）
- ・読書バリアフリー法の施行（誰もが読書の恩恵を受けられるような読書環境の整備を行うことが必要）

野洲市の課題

①学校図書館の整備

- ・滋賀県の小学校で82.1%、中学校で80.6%の学校司書配置率であるが、野洲市では未だ配置が無いため、学校司書の配置が求められる

②多様な子どもたちが本に親しむことができる環境整備

- ・現状では図書館からの資料提供に加え、各関係機関が連携し、取組を積極的に行う必要がある

③子どもの周りの大人を巻き込んだ地域全体での取組

- ・保護者・ボランティア・企業・団体等が連携し、地域全体で取組を広げていくことが求められる

基本方針

①子どものための読書環境づくり

- ・家庭で本に親しむ環境づくり
- ・公共図書館から学校への資料提供等の協力
- ・学校司書の配置、園蔵書や学校図書館の整備

②子どもが本に親しむ場面づくり

- ・公共図書館の活用
- ・おはなし会の開催や読書に関する取組の推進
- ・多様な状況の子どもの読書への取組
- ・園・学校・地域等で連携・協力した活動

③子どもと本をつなぐ人づくり

- ・研修会や講座の開催
- ・読書活動に関する情報発信

第4次計画中に達成する目標

目標内容	令和5年度（現状）	令和11年度（目標）
学校図書館における児童生徒1人あたり年間貸出冊数	8.8冊（小学校） 0.4冊（中学校）	10冊（小学校） 2冊（中学校）
1か月に1冊以上の本を読んだ児童生徒の割合	95.1%（小学校） 84.7%（中学校）	98%（小学校） 90%（中学校）
読書活動においてボランティア等と協力している校園の割合	83%	100%
公共図書館における児童書の貸出冊数	165,389冊	165,500冊